

ふるさと納税「ふるさと納税払いチョイスPay」協賛事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、返礼品としてふるさとチョイス（株式会社トラストバンク）が提供する「ふるさと納税払いチョイスPay」を導入することで、寄附者が実際に現地を訪れ、当市の魅力を実感してもらうとともに、更なる寄附の促進を図る。

2. 協賛事業者要件

ふるさと納税払いチョイスPay協賛事業者となるには、下記の要件をすべて満たすこと。

- (ア) ふるさと納税における「ふるさと納税払いチョイスPay」の趣旨に賛同していること。
- (イ) 商品の生産、流通、販売等において必要な免許等を有していること。
- (ウ) 代表者等が、富津市暴力団排除条例（平成24年富津市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等でない者
- (エ) 本市に係る市税の滞納がないこと。
- (オ) 従業員が「ふるさと納税払いチョイスPay」サービスを理解しており、店舗を訪れた寄附者に対し、確実なサービスの提供・精算を遂行できること。
- (カ) 「ふるさと納税払いチョイスPay」の取り扱いにおいて、万が一不具合・不明点が発生した場合は、速やかに事務局に確認が取れること。
- (キ) 本市で販売その他サービス提供をしている事業所を有すること又は、本市のふるさと納税返礼品協賛事業者であること。

3. 「ふるさと納税払いチョイスPay」と引き換えることができない物

- (ア) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- (イ) 資産性の高いもの（不動産、自動車等）
- (ウ) 共通のサービスを提供するメーカー、チェーン店やフランチャイズ店等の商品やサービス（大手メーカー家電、コンビニ、ファミレス等）

4. 「ふるさと納税払いチョイスPay」の取り扱い

「ふるさと納税払いチョイスPay」は寄附金額に対し、3割分に相当するポイントを寄附者に付与する。市が設定する有効期限内であれば、本市の協賛事業者の中で自由に使用することが可能で、ポイントは「1ポイント=1

円」として利用することができ、寄附者は支払い時に「1円～保有するポイントの上限」の中で、1ポイント単位で利用ポイントを決めることができる。

5. 申込期間

協賛事業者は随時募集する。申し込みの希望は、下記事務局にて受付する。

ふるさとふつつ応援寄附事務局 電話：050-5309-4434

メール：futttsu@furusato-bpo.com

6. 申込方法

内容に応じ、下記の書類を市に提出すること。

ふるさと納税払いチョイスPay協賛事業者の登録申し込み

様式1「ふるさとふつつ応援寄附返礼品協賛希望申請書」

ふるさと納税払いチョイスPay協賛事業者の取りやめ

様式2「ふるさとふつつ応援寄附返礼品協賛辞退届出書」

7. 精算

精算は寄附者がポイントを使用した月の翌々月に指定の口座に入金する。

8. 「ふるさと納税払いチョイスPay」協賛事業者登録の取り消し

次のいずれかに該当するときは、「ふるさと納税払いチョイスPay」協賛事業者としての登録を抹消する。

(1) 申込内容に虚偽があった場合

(2) 本要項に違反したと判断した場合

(3) その他ふるさと納税払いチョイスPay参加事業者としてふさわしくないと市長が認めた場合

9. その他

次のいずれかに該当するときは、速やかに事務局まで届け出ること。

(1) 寄附者とのやり取りで不具合または事故等の問題が生じたとき

(2) 何らかの理由で「ふるさと納税払いチョイスPay」の利用が出来なくなったときまた、寄附者からふるさと納税払いチョイスPayサービスに係る苦情等があった場合は、真摯に対応し、その内容についてふるさとふつつ応援寄附事務局に報告すること。